

新型コロナウイルス関連情報

(EU・シェンゲン域外からオランダに来る渡航者に対する入国制限措置の再々延長等)

1 6月15日(月)以降の入国制限措置について

本日15日(月)、オランダ政府は、現在行われている EU・シェンゲン域外からオランダに来る渡航者に対する入国制限措置について、6月15日(月)までの期限を6月30日(火)まで延長することを発表しました(入国制限措置の具体的内容等の詳細については、これまでと変更ありませんので、3月19日付のメール「<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100024876.pdf>」及び4月20日付のメール「<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100046798.pdf>」のお知らせをご参照ください。)。なお、これは、6月11日(木)に欧州委員会が、EU への不要不急の入国禁止を6月30日(火)まで再度延長することを提案したことを受けて決定したものです。

なお、7月1日(水)以降の措置について、欧州委員会は、関係国間で渡航制限の解除の対象となる国のリストを作成するほか、渡航制限の例外となる対象者の範囲を拡大することで、段階的に制限を解除していくよう提案していますが、現時点では、7月1日(水)以降にオランダが具体的にどのような措置をとるかは不明です。

2 6月15日(月)以降の入国後の検疫措置について

6月4日(木)付のメールにおいて、オランダ外務省の渡航情報においてオレンジ(不要不急の渡航を制限)に指定されている国(日本を含む)から入国する場合には、オランダ入国後にこの2週間の自宅検疫が要請される旨お伝えしましたが、今般、改めてオランダ外務省に説明を求めたところ、「上記措置は、オランダ在住者が観光等の不要不急の目的でオレンジに指定されている国に渡航して帰国する場合を想定したものであり、一般的なルールではない。一般的なルールとしては、EU・シェンゲン域外からオランダに渡航する場合(以下、(※1)参照。))については、これまでどおり、ハイリスク地域(以下、(※2)参照。)からオランダに渡航する場合にのみ、入国後の2週間の自宅検疫が要請される。」との説明がありました。この説明によれば、現時点(6月15日(月))では、日本はハイリスク地域の指定は受けていないことから、日本からの入国後の自宅検疫は不要となります。

(※1)EU・シェンゲン域内から渡航する場合は、英国及びスウェーデンからの渡航に限って2週間の自宅検疫が要請されます。

(※2)ハイリスク地域(欧州航空安全局(EASA)が運用するリスト)

<https://www.easa.europa.eu/SD-2020-01/Airports>